

## 空家等・空き地の活用に関する地域づくり連携協定書

上山市（以下「甲」という。）と明海大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、人口減少や少子高齢化等により増加する空家等及び空き地を活用し、居住環境を改善することにより良好な地域づくりに寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- （1） 上山市による空家等対策の推進に関すること。
  - （2） 空家等及び空き地を活用した良好なまちづくりに関すること。
  - （3） その他目的を達成するために必要と認められること。
- 2 前号各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲と乙において、別途、個別に協議するものとする。
- 3 第1項の協力の結果、甲又は乙に何らかの損害が生じた場合も、他の当事者はその責任を負わない。ただし、故意による場合及び本協定に違反した場合はこの限りでない。
- 4 甲及び乙は、本協定に排他性はなく、各当事者が自己の裁量により第三者との間で本協定と類似する協定を締結することができることを確認する。

### （連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置し、定期的を開催するものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに甲と乙から申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

### （その他）

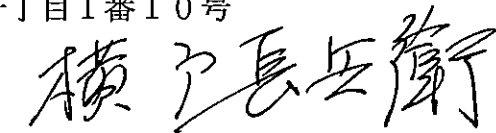
第7条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年8月28日

上山市

上山市河崎一丁目1番10号

上山市長



明海大学

千葉県浦安市明海一丁目

学長

